

令和 8 年度
涌谷町立さくらんぼこども園アリーナ
空調設備整備工事

仕様書

令和 8 年 9 月
宮城県遠田郡涌谷町

目次

第1章 共通	2
第1条 適用の範囲	2
第2条 工事の目的	2
第3条 基本事項	2
第4条 工事概要	2
第5条 打合せ協議	2
第6条 対象施設	3
第7条 配置技術者	3
第8条 資料の貸与	3
第9条 守秘義務	4
第10条 疑義	4
第11条 検査	4
第12条 成果品の帰属	4
第13条 成果品の瑕疵	4
第14条 履行期間	4
第15条 成果品	4
 第2章 設計・工事監理	 6
第16条 設計仕様	6
第17条 工事監理仕様	7
 第3章 工事	 10
第18条 工事仕様	10

令和 8 年度涌谷町立さくらんぼこども園アリーナ空調設備整備工事
仕様書

第 1 章 共通

第 1 条 適用の範囲

1 本仕様書は涌谷町（以下、「本町」という。）が発注する「令和 8 年度涌谷町立さくらんぼこども園アリーナ空調設備整備工事」（以下、「本工事」という。）に適用する。

第 2 条 工事の目的

1 本工事では、涌谷町立さくらんぼこども園アリーナに空調設備を整備し、近年の猛暑時等の保育教育活動の継続等を可能とすることにより、機能的且つ効果的で充実した施設にすることを目的とするものである。

第 3 条 基本事項

1 本工事の実施にあたっては、平常時の快適な環境の確保に加え、災害時の利用にも配慮し、対応しやすい空調設備の整備を検討すること。

第 4 条 工事概要

1 設計・工事監理

(1) アリーナの現状やインフラ整備状況等を的確に把握し、空調設備を整備するうえで、本町にとって効果的かつ効率的な空調方式や、工事期間中の保育環境と安全を確保したスケジュールの検討を行う。詳細は第 2 章に記載のとおり。

(2) 実施設計の照査を行うとともに、設計から施工まで一体的に、要求水準を満たすよう工事監理を行う。詳細は第 2 章に記載のとおり。

2 工事

(1) 実施設計に基づき整備工事を実施する。詳細は第 3 章に記載のとおり。

第 5 条 打合せ協議

1 本工事の円滑な進行を図るため、常時、本町と緊密な連絡関係を構築し、本町が求める場合には打合せを行い、誠意を持って本工事を遂行すること。なお、打合せ後に受注者において記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

第 6 条 対象施設

- 1 空調設備を設置する施設は、涌谷町立さくらんぼこども園のうち、以下のとおりである。

図表 1 対象施設

No	対象施設	延床面積（㎡）	空調対象範囲（㎡）
1	さくらんぼこども園 アリーナ	708	約 410

※空調対象範囲は、ステージ及び玄関等を除いたもの。

空調対象範囲の天井高は、約 10m。最大使用人数 350 名。

第 7 条 配置技術者

- 1 本工事に従事する技術者は、以下の条件を満たす者を配置することとする。

図表 2 配置技術者要件

区分	対象	内容
設計・工事監理	管理技術者	以下の資格を有する管理技術者を配置すること。 ・同様施設の施工経験等のある者
	担当技術者	以下の資格を有する担当技術者を 1 名以上配置すること。 ・建築設備士かつ一級管工事施工管理技士
工事	監理技術者 主任技術者	以下の資格を有する監理技術者又は主任技術者を 1 名以上配置すること。 ・建設業法に規定される監理技術者証等を有すること。 ・施工経験年数を 10 年以上有すること。 ※単独企業の場合は、監理技術者又は主任技術者が必要となる全ての監理技術者証等を有する者を、共同企業体の場合はそれぞれの担当する工事区分において、必要となる監理技術者証等を有する者を配置すること。
	担当技術者	・施工経験年数を 5 年以上有する担当技術者を 1 名以上配置すること。

第 8 条 資料の貸与

- 1 本町は、本工事に必要と認められる資料を受注者に貸与できるものとし、受注者は貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、工事完成後に速やかに本町に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第 9 条 守秘義務

- 1 受注者は、本工事により知り得た各種情報及び成果品等を、本町の承諾なく複写、公表、貸与又は利用してはならない。

第 10 条 疑義

- 1 本仕様書に記載のない事項及び疑義を生じた場合は、受注者は本町とその都度協議し、工事を遂行するものとする。

第 11 条 検査

- 1 受注者は、必要に応じて発注者が指示する検査を受けるものとする。
- 2 受注者は事前に成果品及び関係資料等を整備し、管理技術者及び監理技術者又は主任技術者が立会いの上、検査を受けるものとする。

第 12 条 成果品の帰属

- 1 本工事において作成された成果品の著作権はすべて発注者に帰属し、本町の承諾なくして使用、貸与等をしてはならない。

第 13 条 成果品の瑕疵

- 1 工事完成後、受注者の過失、または疎漏に起因する不良箇所等が発見された場合には、本町が必要と認める修正・補正・その他必要な処置を受注者の負担で行うものとする。

第 14 条 履行期間

- 1 本工事の履行期間は、契約締結の日から令和 9 年 6 月 3 0 日までとする。
※平日 1 1 時 3 0 分から 1 4 時 4 5 分までは、園児の午睡のため配慮すること。
始業式、終業式等式典の際は、使用できるよう配慮すること。

第 15 条 成果品

- 1 本工事の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 設計・工事監理

- | | |
|---------|-----|
| ①各種設計図書 | 1 部 |
| ②打合せ記録簿 | 1 部 |
| ③報告書 | 1 部 |

(2) 工事

- | | |
|-------------------|-----|
| ①完成調書 | 1 部 |
| ②工事関係図書 | |
| a.完成図 | |
| b.縮小（A 3 版）2 つ折製本 | 2 部 |

c.完成図面電子データ（DVD-R）	2 部
d.施工図 2つ折製本	2 部
e.機器完成図（工場での試験成績書を含む）製本	1 部
f.取扱説明書 製本	1 部
g.工事施工写真	1 部
h.工事週報	1 部
i.工事打合せ記録簿	1 部
j.工事に関する承諾・確認書	1 式
k.各種保証書（完成調書に収納するものを除く）	1 部
l.その他引き渡しがあるもの	1 式

第2章 設計・工事監理

第16条 設計仕様

1 資料収集整理

貸与された既存図面等の資料に基づき、対象施設の空調面積、インフラ整備状況、光熱水費等の情報を整理し分類を行うこと。

2 空調方式の検討

(1) 現地調査

施設の現地調査を行い、本工事实施にあたって必要事項を調査取りまとめすること。

(2) 比較検討

比較検討の項目は施工性、運用面等の多面的な視点から整理し、各方式の特徴及び採用理由が分かりやすく確認できるよう示すこと。

(3) 維持管理

受注者は、本設備の供用開始後において、安全かつ安定した運転が継続できるよう、維持管理性に配慮した設計及び施工を行うこと。

機器の点検、清掃、修繕及び部品交換が容易に行えるよう、機器配置、点検口、作業空間等を確保すること。

(4) 電気設備

受給者は、空調設備の設置及び運転に必要な電気設備について、既存設備の調査を行った上で、必要な設計及び施工を行うこと。

電気設備工事には、分電盤又は制御盤の改修、新設機器への電源供給、配線・配管、リモコン配線その他空調設備の機能確保に必要な一切の工事を含むこと。

新設空調設備の電気負荷に応じた、既存分電盤等の容量、配線経路等を確認し、不足がある場合は必要な改修を行うこと。

(5) 機器選定の参考条件

空調設備の方式は、電気ヒートポンプ式を基本とする。

発注者が現時点で想定する機器選定の参考条件は、1台あたり三相200V50A程度、冷房能力28kw（10馬力）相当の機器を3～4台とする。

なお、参考条件は機器選定の目安を示すものであり、仕様を定めるものではない。

受注者は、現地調査、施工性等を踏まえ、同等以上の性能及び機能を有する機器を選定すること。

また、想定する機器構成と異なる提案を行う場合は、その理由及び妥当性を明確に示すこと。

3 比較検討書の作成

空調設備利用の運用システム導入について、空調方式を比較・検討し提示すること。

4 設計図書の作成

検討内容を踏まえ、機械設備図・電気設備図・建築図（設備に関わる図面整理）を作成すること。また、法令上の諸条件及び関係機関との打合せを行い設計に反映すること。

上記を基に工事費及び概算の内訳書を作成するとともに、積算根拠資料も作成すること。

5 報告書作成

前項までの調査検討及び設計内容を報告書として作成し、本町に提出すること。

第 17 条 工事監理仕様

1 本仕様書に記載されていない事項は、宮城県建築工事監理業務委託共通仕様書（宮城県土木部営繕課・設備課）（以下、本章において「共通仕様書」という。）による。

2 なお、本仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために性質上必要と思われるものは、受注者の責任において完備しなければならない。

(1) 工事監理の内容

共通仕様書「第 2 章 工事監理の内容」に規定する項目のほか、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによるほか、本町の指示によるものとする。

また、内容に疑義が生じた場合には、速やかに本町と協議するものとする。

①工事監理に関する内容

a.工事監理方針の説明等

（ i ） 工事監理方針の説明

（ ii ） 工事監理方法変更の場合の協議

b.設計図書の内容の把握等

（ i ） 設計図書の内容の把握

（ ii ） 質疑書の検討

c.設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

（ i ） 施工図等の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、設備工事との整合の確認等について、十分留意する。施工図の検討をより効率的に行うために施工者により施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。

（ ii ） 工事材料、設備機器等の検討及び報告

d.対象工事と設計図書との照合及び確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、施工者から提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこととする。

e.対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

f.報告書等の提出

②工事監理に関するその他の内容

a.工程表の検討及び報告

b.設計図書に定めのある工事計画の検討及び報告

c.対象工事と請負契約との照合、確認、報告等

(i) 対象工事と請負契約との照合、確認、報告

(ii) 請負契約に定められた指示、検査等

(iii) 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

d.関係機関の検査の立会い等

e.工事費支払いの審査

(2) 工事の実施

①業務の着手

契約締結後 14 日以内

②適用基準等

本工事に以下に掲げる最新版の技術基準等を適用する。受注者は工事の対象である施設の設計内容及び工事の実施内容が技術基準等に適合するよう工事を実施しなければならない。

a.共通

(i) 共通仕様書（建築工事編）（宮城県土木部制定）

(ii) 公共住宅建設工事共通仕様書解説書（国土交通省住宅局監修）

(iii) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）

(iv) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）

(v) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）

(vi) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）

(vii) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）

(viii) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）

(ix) 公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）

b.設備

(i) 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

(ii) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

(iii) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

(iv) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- (v) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (vi) 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (vii) 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

(3) 実施計画書

実施計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。

①一般事項

- a.目的
- b.計画書の適用範囲
- c.計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にしたうえで、その内容を記載する。

②提出書類

工事監理計画書：1部

③実施工程計画

実施工程表に必要事項を記載する。対象工の実施工程との整合を図るため、工事担当者から提出される対象工事の実施工程表の内容を十分検討のうえ作成する。

④実施体制

a.受注者側の管理体制

管理体制系統図に必要事項を記載する。

b.実施運営計画

受注者が現場定例会議に参加する場合は、現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必事項）を記載する。現場定例会議に参加しない場合は、受注者が施工者と施工状況の確認のため適切に連絡をとる方法について記載する。

c.管理技術者等の経歴

管理技術者経歴書、担当（技術）者名簿に必要事項を記載する。

d.実施フロー

本町により指示された内容のフローとし、内容を把握のうえ、添付する。

e.実施方針

仕様書に定められた本工事内容に対する実施方針について記載する。

⑤関係機関への手続き

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）が必要な場合は、適宜書類の原案を作成し、本町に提出し、検査に立会う。

第3章 工事

第18条 工事仕様

1 工事内容

実施設計の成果物に基づき、以下の工事を行うこととする。

- (1) 機械設備工事（附帯する工事も含むものとする）

2 適用基準等

適用基準は実施設計の成果物に準ずるが、記載無き事項は次による。なお、本仕様書に明記されていない事項であっても、対象工事の目的達成のために性質上必要と思われるものは、受注者の責任において施工しなければならない。

- (1) 建築工事共通仕様書・共通特記仕様書(宮城県土木部営繕課制定)
- (2) 電気工事特記仕様書(宮城県土木部設備課制定)
- (3) 機械工事特記仕様書(宮城県土木部設備課制定)
- (4) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（国土交通省 大臣官房官庁営繕部監修）
- (5) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）（国土交通省 大臣官房官庁営繕部監修）
- (6) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）（国土交通省 大臣官房官庁営繕部監修）
- (7) 建築工事標準詳細図（最新版）（国土交通省 大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- (8) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）（国土交通省 大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- (9) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）（国土交通省 大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- (10) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（国土交通省 大臣官房官庁営繕部監修）
- (11) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）（国土交通省 大臣官房官庁営繕部監修）
- (12) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）（国土交通省 大臣官房官庁営繕部監修）

3 施工計画書

施工計画書には、次の内容を記載すること。

- (1) 対象工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理

- (5) 主要機械
- (6) 主要材料
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) その他本町の求める内容

4 工程表

工程表には、次の内容を記載すること。

- (1) 設備の導入時期
- (2) 竣工検査の時期
- (3) 成果物の提出時期

5 完成時の提出書類

営繕工事完成引渡要領（宮城県土木部営繕課・設備課）により作成する。